

報告第 11 号

臨時代理した事件(名張市教育委員会感謝状授与規程の一部を改正する規程の制定)の承認について

名張市教育委員会感謝状授与規程（平成19年教育委員会規程第1号）の一部を改正する規程の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会感謝状授与規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

社会的な儀礼、慣習等の変化に伴い、名張市教育委員会の感謝状授与の方法について、見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

金品を併せて授与することができるとする規定を削除する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市教育委員会感謝状授与規程の一部を改正する規程

名張市教育委員会感謝状授与規程（平成 19 年教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（感謝状の授与） 第 2 条 感謝状は、団体又は個人に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に授与する。 （１）・（２） 略 2 略	（感謝状の授与） 第 2 条 感謝状は、団体又は個人に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に授与する。<u>ただし、その貢献が特に顕著であると教育委員会が認める場合には、金品を併せて授与することができる。</u> （１）・（２） 略 2 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。